

ショートステイ ゆりのき

短期入所生活介護事業 介護予防短期入所生活介護事業

運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人京都山城福祉会が開設する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行うショートステイゆりのき（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するため、介護保険法の規程に基づき、人員並びに設備及び運営に関する基準を定め、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、介護保険法の理念を基に、可能な限り居宅における生活の継続を念頭において、在宅サービスを提供する。
- 2 事業所は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護し、日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。
 - 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅サービス事業者、他の介護保険事業所、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わないものとする。
 - 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 7 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定し必要な措置を講じるものとする。
 - 8 短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行いうよう努めるものとする。
 - 9 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得た上で行うものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイゆりのき
- (2) 所在地 京都府木津川市木津川台1丁目19-1

(通常の送迎の実施地域)

第4条 事業所の通常の送迎実施地域については、木津川市、精華町全域、奈良市北部（右京・左京・佐保台・神功・朱雀）とする。

尚、上記地域以外の利用者においても希望があれば実施する事とするが、その場合は別紙に基づき追加送迎費用（介護保険給付外）を徴収する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 医師 1名
- (3) 生活相談員 1名以上
- (4) 看護職員 1名以上
- (5) 介護職員 7名以上
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
- (7) 管理栄養士・栄養士 1名以上
- (8) 事務員・その他 1名以上

- 2 管理者は、当該事業所の職員の管理、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、法令並びにこの規程を遵守して、サービスの提供に当たるものとする。
- 3 医師は利用者に対する健康管理及び療養上の指導を行う。
- 4 生活相談員及び介護・看護職員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。
- 5 管理栄養士又は栄養士は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。
- 6 機能訓練指導員の職務に従事する看護職員・介護職員等は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の回復のため、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 7 事務員・運転手は、事業所の維持・運営に必要な事務並びに利用者の送迎及び世話をを行う。

(設備及び備品等)

第6条 短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供するために必要な建物及び設備は、専用の居室・洗面所、及び浴室、便所、医務室、食堂（機能訓練室を兼ねる）、廊下等を併設の介護老人福祉施設と共に用するものとする。

- 2 事業所は、前項に掲げる設備のほか、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供するために必要な設備及び備品を備えるものとする。

(利用定員等)

第7条 事業所のユニット数は、2ユニットで、1つのユニットの利用定員は、10名とし、合計20名。災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、定員を超えて利用させないものとする。

- 2 専用居室に空室がある場合は、その居室を介護老人福祉施設サービスの用に供することができるものとする。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第8条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護
- (2) 食事
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談援助
- (6) その他のサービス提供
- (7) 送迎

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供)

第9条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書及び入退所の案内書等を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況若しくは、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等、又利用者の家族の身体的及び精神的な負担軽減等を図るために等により、一時的に居宅において介護を受けることが困難な場合に、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供するものとする。
- 3 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合には、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。又、被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮してサービスを提供するものとする。

- 4 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないものとする。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難である場合は、居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所の紹介等、適切な措置を速やかに講ずるものとする。
- 5 事業所は、居宅介護支援事業所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所との密接な連携に努め、利用者が希望する場合には、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 6 事業所は、サービス提供の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 7 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前に行われるよう必要な援助を行うものとする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の取扱い内容及び身体拘束)

第10条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスは、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、必要な介護及び援助を妥当適切に行うものとする。

2 事業所の職員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし利用者又はその家族に対し、サービス提供上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、一人一人の利用者が望む、豊かで、安全、安心、安楽できる快適な生活を提供するため「身体拘束は利用者の尊厳を傷つけるもの」との観点から身体拘束委員会を設置しゼロを目指す。しかしながら、緊急かつやむを得ない場合には、必要な手段に従い認める場合もあるが、基本的にはケア全体を見直し、身体拘束のないケア、身体拘束に至らない質の高い生活支援を実践する姿勢を堅持する。

やむを得ず、身体拘束等行動制限を行う場合（「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケース）は、次の事項を実施する。

- ① 利用者及び家族に書面で同意を得る。
- ② 拘束中は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由等、記録を行う。
- ③ 身体拘束ゼロ推進委員会で、身体拘束の状況について把握を行うとともに、その必要性の有無について検討を行い、拘束を解除するための検討を行う。
- 4 事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の作成及び交付)

- 第11条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとし、作成に当たっては利用者の有する能力、その置かれている環境等を勘案し、できるだけ利用者が自立した日常生活を営むことができるよう作成するものとする。
- 2 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たって、利用者及び家族の希望を踏まえ、事前に説明及び同意を得た上で交付するものとする。
 - 3 事業所は、サービス計画の作成後においても、利用者の状況、利用者及び利用者の家族等の要望等を踏まえ、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。

(利用者の介護)

- 第12条 利用者の介護に当たっては、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じ適切に対応するものとする。
- 2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により入浴させ又は清拭するものとする。
 - 3 事業所は、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない場合、適切なおむつの取り替えを行うものとする。
 - 4 事業所は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。又、利用者に対して、利用者の負担により、事業所職員以外の者による介護を受けさせないものとする。
 - 5 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うものとする。又、利用者の自立の支援に配慮して、できる限り離床してリビングで行うよう努めるものとする。
 - 6 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。
 - 7 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行うものとする。

(利用料、その他の費用)

- 第13条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の額とし、法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供した際には、その利用料のうち各利用者の負担割合（負担割合証の記載）に応じた額の合計額の支払いを受けるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供した際に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにするものとする。

- 3 事業所は、前二項に定めるもののほか、利用者から別紙に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
- 4 領収書は原則として再発行しないものとする。但し、サービス利用の支払いに対する領収書紛失等の理由により、入居者又は入居者代理人からの領収証明書の発行依頼があった場合には、領収証明書を発行するものとする。なお発行に際しては文章料として一通につき金 1,000 円（税別）を申し受けるものとする。
- 5 事業所は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、別紙により利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

（利用料金の変更）

- 第 14 条 前条第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護保険法の改正があった場合事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第 2 項及び 3 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化等やむを得ない事由ある場合、事業者は利用者に対して 1 ヶ月の予告期間を置き、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を即時解除することができます。

（保険給付のための証明書の交付）

- 第 15 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスにかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を利用者に対して交付するものとする。

（勤務体制の確保等）

- 第 16 条 事業所は、利用者に対し、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。
- 2 事業所は、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務を除いて、事業所の職員によってサービスを提供するものとする。
 - 3 事業所は、職員に対し、資質の向上のため研修の機会を確保するものとする。
 - 4 事業所の職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人京都山城福祉会の就業規則によるものとする。

（職員及び職員研修）

- 第 17 条 職員の研修は下記の種類とする

新入職員研修

新入職員に対し、施設の理念、ユニットケアの理解、OJT を通じた施設の仕事、リスクマネジメント等を中心に研修を行う。なお、本カリキュラムについては、管理者が作成し、事前に理事長の承認を得るものとする。

2 フォローアップ研修

入職 2 年目の職員につき、入職 1 年間を振り返るとともに、今後の課題、目標を設定する。

3 リーダー研修

各部署のリーダーに対する研修であり、外部研修、施設内研修を行う。

4 認知症介護基礎研修

事業所の職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第 18 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に務めるものとする。

（事業継続計画の策定等）

第 19 条 事業所の職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 20 条 利用者は施設の利用に当たって、次の行為をしないものとする。

- (1) ケンカ、口論、泥酔等他の利用者に迷惑を掛けること。
- (2) 宗教や習慣の相違等で他人を排斥し、又は他人の自由を侵すこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) その他契約に当たって取り決めしたこと。

（衛生管理等）

第 21 条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的管理を行う。また、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延ないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(協力病院等)

第22条 事業所は、病状に急変、その他緊急事態が生じた利用者の為に、予め協力医療機関病院として学研都市病院を定めるものとする。

(掲示)

第23条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、苦情処理の対応、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。

(秘密保持等及び個人情報保護)

第24条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、「秘密保持に関する誓約書」をすべての職員より徴求する。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第25条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

- 2 虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 5 上記措置を適切に実施するための担当者を設置するものとする。

(苦情処理)

第26条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受け付けの窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村又は国民健康保険団体連合会等の行う調査に協力するとともに、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

(地域等との連携)

第27条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民との連携及び協力をを行う等、交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第28条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族等に連絡を行うとともに、市町村の担当窓口、京都府の担当窓口及び居宅介護支援事業所に報告するものとする。また、事故発生原因を追求し再発防止などの必要な措置を講じるものとし、事業所の責により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。

- 2 事故発生防止のための委員会及び事業所の職員に対する定期的な研修を実施する。
3 前2項に掲げる措置を適切に実施するための責任者を設置するものとする。

(緊急時の対応)

第29条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又は予め定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(会計の区分)

第30条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業の会計を他の事業の会計と区分するものとする。

(記録の整備)

第31条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録の整備を行う。又、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備しておくとともに、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関わる重要事項)

第32条 事業所は、適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
2 本規定に定めのないことについては社会福祉法人京都山城福祉会と事業所の管理者との協議に基づき別途定めるものとする。

- 附 則 この規程は平成 21 年 11 月 20 日より施行する。
- 附 則 2 この規程は平成 22 年 1 月 29 日に一部改正。
- 附 則 3 この規定は平成 22 年 4 月 1 日に一部改正。
- 附 則 4 この規定は平成 22 年 7 月 1 日に一部改正。
- 附 則 5 この規定は平成 22 年 8 月 1 日に一部改正。
- 附 則 6 この規定は平成 23 年 4 月 1 日に一部改正。
- 附 則 7 この規定は平成 24 年 4 月 1 日に一部改正。
- 附 則 8 この規定は平成 25 年 4 月 1 日に一部改正。
- 附 則 9 この規定は平成 26 年 4 月 1 日に一部改正。
- 附 則 10 この規定は平成 27 年 4 月 1 日に一部改正。
- 附 則 11 この規定は平成 28 年 4 月 1 日に一部改正。
- 附 則 12 この規定は平成 29 年 4 月 1 日に一部改正。
- 附 則 13 この規定は平成 30 年 4 月 1 日に一部改正。
- 附 則 14 この規定は平成 31 年 4 月 1 日に一部改正。
- 附 則 15 この規定は令和 2 年 4 月 1 日に一部改正。
- 附 則 16 この規定は令和 3 年 4 月 1 日に一部改正。
- 附 則 17 この規定は令和 4 年 4 月 1 日に一部改正。
- 附 則 18 この規定は令和 5 年 4 月 1 日に一部改正。
- 附 則 19 この規定は令和 5 年 12 月 1 日に一部改正。